

基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策
の充実を求める意見書

国が地方自治体の仕事をさまざまな基準で細かく縛る義務付け・枠付けの見直しや、都道府県から基礎自治体への権限移譲を進めるための第1次・第2次地域主権一括法が、昨年の通常国会で成立し、291項目にわたる第3次見直しも昨年末に閣議決定され、本年の通常国会に提出される見通しである。

一方、自主財源の乏しい基礎自治体は、人件費の抑制、事務事業の抜本的な見直しによる歳出削減など、徹底した行財政改革を進めてきているが、財源の多くを国が定めた行政水準の確保に費やさざるを得ないことなどで、さらに厳しい財政運営を強いられている。

よって、政府においては、基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を図るため、下記事項を速やかに実施されるよう強く要望する。

記

- 1 権限移譲に伴い必要となる経費や移譲時に必要となる電算システム整備などの臨時的経費についても確実に財源措置を行うこと。
- 2 厳しい行財政環境や超高齢化の進行の中で、移譲される権限の内容によっては、人員体制なども含め、各基礎自治体単独での権限移譲に課題を抱える地域もあることから、地域の実情に応じた効率的な権限移譲が行われるようにすること。
- 3 今後の見直しに当たっては、国と地方の協議の場などにおいて地方との十分な協議を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年（2012年）3月28日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣

（提出者）自民党・市民会議、民主党・市民連合、公明党、市民ネットワーク
北海道、市政改革クラブ及びみんなの党所属議員全員